

事業所又は施設の更新申請について

介護保険法第 70 条の 2 等の規定により、事業所又は施設は 6 年ごとに、指定（許可）の更新をする必要があります。

東三河広域連合では、有効期限の満了する日の翌日が属する月の前々月に申請受付を行います。更新申請は窓口受付または郵送受付となります。

更新申請の日程及び対象事業所又は施設

有効期限の満了する翌日が属する月の前々月

- 例 1) 有効期限満了日：令和〇年 10 月 30 日の事業所
⇒有効期限の満了する日の翌日が令和〇年 10 月 31 日ですので、
令和〇年 8 月に指定更新申請を行ってください。
- 例 2) 有効期限満了日：令和〇年 10 月 31 日の事業所
⇒有効期限の満了する日の翌日が令和〇年 11 月 1 日ですので、
令和〇年 9 月に指定更新申請を行ってください。

更新申請の対象となる事業所又は施設については、別途通知をします。

通知が届きましたら、同封の納付書にて事務手数料を納入のうえ、窓口への持参または郵送にて書類を提出してください。

※ 1 みなし指定事業所は、更新対象ではありません。

みなし指定事業所とは

- ・保険医療機関（病院・診療所）が行う「居宅療養管理指導」、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・介護医療院が行う「短期入所療養介護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・介護老人保健施設が行う「短期入所療養介護」、「訪問リハビリテーション」及び「通所リハビリテーション」
- ・保険薬局が行う「居宅療養管理指導」

※ 2 利用者の中に広域連合区域外の他市町村の被保険者がいる地域密着型サービス事業所及び総合事業の訪問・通所サービス事業所は、その保険者に更新の申請をしなければなりません。提出する書類や時期については、各市町村に確認し提出忘れがないようにしてください。

※ 3 同一事業所で一体的に運営する居宅サービスや地域密着型サービスと介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスの指定更新時期がずれている場合、同時に更新申請することで指定有効期限を揃えることができます。その際は、他方のサービスについても必要書類を添えて申請を行ってください。（有効期間満了日が異なるため、更新申請書はそれぞれのサービスごとに作成してください。）

※ 4 指定等に係る事務手数料は非課税です。

更 新 手 続 き に 係 る 注 意 事 項

- 更新申請書の控えは、各事業者で責任を持って保管しておいてください（申請後修正のあった場合は、修正後の最終申請書類を保管しておいてください）。
- 指定等に係る事務手数料を納入いただいた上で申請書類を提出いただくこととなりますので、ご注意ください（金額は別紙「介護サービス事業者等の指定等に係る手数料について」のとおり）。
- 窓口受付の場合は、電話にて予約の上、書類を持参し提出してください。
- 郵送受付の場合は、有効期限の満了する翌日が属する月の前々月の末日必着となりますので、余裕を持って発送いただくようお願いします。

【参考】更新申請：提出書類一覧

1. 指定（許可）更新申請書
 - ・ 居宅サービス、介護保険施設、介護予防サービス：別紙様式第一号（二）
 - ・ 地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、介護予防支援：別紙様式第二号（二）
 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業：別紙様式第三号（五）
2. 付表
 - ※サービス種類ごとの付表を使用してください
3. 付表別添 添付書類・チェックリスト
 - ※サービス種類ごとのチェックリストを使用してください
4. 役員名簿（参考様式1）
5. 介護給付費算定に係る体制等状況に関する一覧表（加算様式2－1～2－3の該当分）
 - ※介護予防・日常生活支援総合事業については、加算様式4
6. 監査又は運営指導における「改善指示事項」に対する「改善状況報告」の写し（※過去5年分）
8. メールアドレス等連絡先届出書（※届出が済んでいる事業所については不要）
9. 更新申請の点検表
10. 金融機関の領収日付印が押された納付書の写し

※指定（許可）更新に必要な申請書類の様式等につきましては、東三河広域連合介護保険課のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

○様式掲載ページ

「指定の更新について」 <https://www.east-mikawa.jp/2321.htm>

介護サービス事業者等の指定等に係る手数料について

広域連合においては、介護サービス事業者等の指定等の申請に対する審査について、受益者負担の観点から、平成３０年４月１日以降の申請受付分より、手数料を徴収します。

【手数料の額】

(単位：円)

サービス区分	サービス種類	新規指定 (許可) 申請	指定(許可) 更新申請
居宅サービス	訪問介護	30,000	10,000
	訪問入浴介護	30,000	10,000
	訪問看護	30,000	10,000
	訪問リハビリテーション	30,000	10,000
	居宅療養管理指導	30,000	10,000
	通所介護	30,000	10,000
	通所リハビリテーション	30,000	10,000
	短期入所生活介護	30,000	10,000
	短期入所療養介護	30,000	10,000
	特定施設入居者生活介護	30,000	10,000
	福祉用具貸与	30,000	10,000
	特定福祉用具販売	30,000	10,000
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30,000	10,000
	夜間対応型訪問介護	30,000	10,000
	地域密着型通所介護	30,000	10,000
	認知症対応型通所介護	30,000	10,000
	小規模多機能型居宅介護	30,000	10,000
	認知症対応型共同生活介護	30,000	10,000
	地域密着型特定施設入居者生活介護	30,000	10,000
	地域密着型介護老人福祉施設	30,000	10,000
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	30,000	10,000
居宅介護支援	居宅介護支援	30,000	10,000
介護予防支援	介護予防支援（※）	30,000	10,000
施設サービス	介護老人福祉施設	45,000	10,000
	介護老人保健施設	67,000	10,000
	介護医療院	67,000	10,000
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	30,000	10,000
	介護予防訪問看護	30,000	10,000
	介護予防訪問リハビリテーション	30,000	10,000
	介護予防居宅療養管理指導	30,000	10,000
	介護予防通所リハビリテーション	30,000	10,000
	介護予防短期入所生活介護	30,000	10,000
	介護予防短期入所療養介護	30,000	10,000
	介護予防特定施設入居者生活介護	30,000	10,000
	介護予防福祉用具貸与	30,000	10,000
	特定介護予防福祉用具販売	30,000	10,000

地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	30,000	10,000
	介護予防小規模多機能型居宅介護	30,000	10,000
	介護予防認知症対応型共同生活介護	30,000	10,000
第一号事業	介護予防訪問サービス	30,000	10,000
	広域型訪問サービス	30,000	10,000
	介護予防通所サービス	30,000	10,000
	広域型通所サービス	30,000	10,000

■介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可（構造変更を伴うものに限る。）に係る手数料は、35,000円です。

■申請手続きを必要としない「みなし指定」の事業については、手数料は必要ありません。

■手数料については、審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定・指定更新等ができない場合であっても、手数料の返還はできませんので、あらかじめ御了承ください。

※居宅介護支援の指定を受けている事業所が新たに介護予防支援の指定を受ける場合又は更新する場合のみ、手数料を徴収します。ただし、居宅介護支援と介護予防支援の指定更新を同時に行う場合は介護予防支援の手料は必要ありません。

【同時申請による手数料の免除】

■サービス種類①の空床を利用してサービスを行うために、その右欄のサービス種類②又は③をサービス種類①と同時に申請する場合は免除

■サービス種類②と同一の事業所において一体的にサービスを行うために、その右欄のサービス種類③をサービス種類②と同時に申請する場合は免除

サービス種類①	サービス種類②	サービス種類③
介護老人福祉施設	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
地域密着型介護老人福祉施設		
介護老人保健施設	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
介護医療院		
	訪問介護	介護予防訪問サービス及び広域型訪問サービス
	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
	訪問看護	介護予防訪問看護
	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
	通所介護	介護予防通所サービス及び広域型通所サービス
	地域密着型通所介護	
	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
	特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
	居宅介護支援	介護予防支援
	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護